

中播都市計画（中野庄地区）地区整備計画

地区整備計画	区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域面積	約 0.6ha
	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 住宅（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（イ）項第 1 号に掲げる「住宅」をいう。ただし、長屋を除く。）</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 5 で定めるものを除く）</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	200 m ²
	建築物の高さの最高限度	10m
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1 m 以上とする。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以内であるもの</p> <p>(3) 壁を有しない自動車車庫及び自転車置場で軒の高さが 2.3m 以下であるもの</p>

【平成 30 年 4 月 1 日 たつの市告示第 87 号】